

ごみ・リサイクル品の出し方について

- 分別は、この冊子に従って正しく行う。
- ごみは市の指定袋に入れて、「口を十字でしっかり結んで」出す。
- 集積場には、家庭ごみ以外のものは出さない。

市の指定袋には、「小・中・大・特大」の4種類があります。



お願いシールについて

燃やすごみ

燃やすごみ

プラスチック製容器包装

プラスチック製

ルール違反

悪質と判断されるもの

分別しなおして再度集積場へ出すとき

【例】

再分別後

マジックで[X]

! 分別できていないもの、指定袋以外の袋や箱で出されたもの、新聞紙やレジ袋に包まれていて中身が分からないものなどは、お願いシールまたはルール違反シールを貼り、収集しません。

再度分別した後は、貼られたシールに、再分別した印として、マジックで[X]をつけ次の収集日に集積場へ出してください。

ごみ集積場・リサイクル集積場の利用について

- ごみ・リサイクル集積場は、区ならびに地区等で管理する。
- ごみ・リサイクル集積場等で決められた日と時間を守り、時間外に出さない。
- リサイクル集積場では分別指導員の指示に従って準備されたコンテナや網(ネット)に入れる。
- 集積場の外側に、ごみを絶対に出さない。

! 転入・転居された方は、地区によって集積場の使い方やルール等が異なります。リサイクル集積場は、ごみ集積場と場所が違う地区があります。ごみ集積場の場所を、区長さん、組長さんに確認する際は、リサイクルの集積場も確認してください。

! 集積場には、随時お知らせを貼り出しますので、ご確認をお願いします。

収集日程表について

【例】

地区	収集日	収集時間
区立第一地区	毎月1日	08:00~12:00
区立第二地区	毎月3日	08:00~12:00
区立第三地区	毎月5日	08:00~12:00
区立第四地区	毎月7日	08:00~12:00
区立第五地区	毎月9日	08:00~12:00
区立第六地区	毎月11日	08:00~12:00
区立第七地区	毎月13日	08:00~12:00
区立第八地区	毎月15日	08:00~12:00
区立第九地区	毎月17日	08:00~12:00
区立第十地区	毎月19日	08:00~12:00
区立第十一地区	毎月21日	08:00~12:00
区立第十二地区	毎月23日	08:00~12:00
区立第十三地区	毎月25日	08:00~12:00
区立第十四地区	毎月27日	08:00~12:00
区立第十五地区	毎月29日	08:00~12:00
区立第十六地区	毎月31日	08:00~12:00

毎年度、各区ごとに収集日程表を作成します。回覧板において、各世帯への配布・各集積場へも掲示します。
【配布窓口】生活環境課、須木庁舎・野尻庁舎の住民生活課・西小林出張所・紙屋出張所の窓口でも配布を行っております。

様々なニーズに応え、お客様・地域のお役に立ちます！



農林業機械・建設機械の販売／修理
油圧ホース・洗浄ホースのアッセンブリ製作・交換等



株式会社 **城戸機械サービス** 小林市野尻町三ヶ野山 3213-69
TEL・FAX 0984-44-0377

ごみ・リサイクル品の出し方について / ごみ集積場・リサイクル集積場の利用について